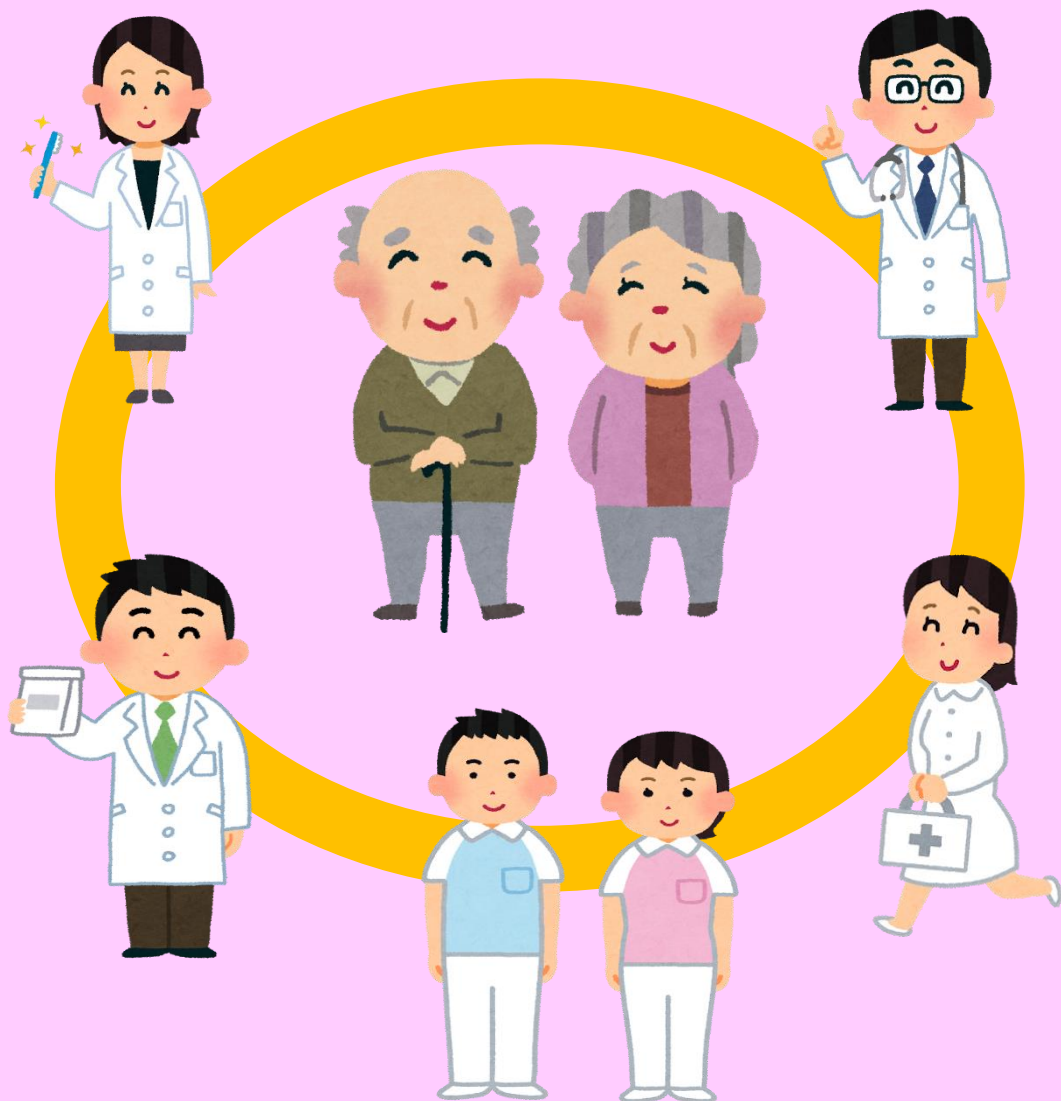


介護と医療 サポートガイド (案)



はじめに

みなさんは、住み慣れた自宅で医療や介護サービスを受けながら生活を送ることや人生の最終段階のことについて考えたことはありますか？

印西市が実施した調査では、人生の最期を過ごしたい場所について、約6割の方が「自宅を希望している」と回答しています。

印西市では、市民のみなさんが安心して自宅で療養生活を送ることができるまちを目指して、在宅医療と介護の連携体制の構築に取り組んでいます。

この冊子はみなさんが住み慣れた自宅での療養や介護、人生の最期（看取り）について考えるとき、在宅での療養を選択する際の考え方や相談場所などの情報をまとめたものです。

この冊子を通じてみなさんのご家族やご自身が、病気などで長期の療養や介護を必要としたり、人生の最期を迎えるときに、自らの意思で生活のあり方を選択するための手段の一つとして活用していただけたら幸いです。



もくじ

在宅療養とは

- 在宅療養の疑問 . . . 2ページ
- 在宅療養を支えるチーム . . . 4ページ
- 在宅療養の実際
 - ☆脳血管疾患の方の在宅療養生活 . . . 6ページ
 - ☆認知症の方の在宅療養生活 . . . 8ページ
 - ☆がん末期の方の在宅療養生活 . . . 10ページ
- 人生の最期の時期について考えてみましょう
 - ◎自宅で看取る・看取られるということ . . . 12ページ
 - ◎絶対に自宅で療養しなければならないの? . . . 13ページ
 - ◎いざ、看取りになったとき、どうしたらいいの? . . . 13ページ
 - ◎最期まで自分らしくあるために . . . 14ページ
 - ◎エンディングノートを書いてみよう . . . 15ページ
- 在宅療養にかかる費用 . . . 16ページ

在宅療養を支えるチームのメンバーは

- 医師（訪問診療） . . . 20ページ
- 歯科医師（訪問診療） . . . 21ページ
- 看護師（訪問看護） . . . 22ページ
- 薬剤師（訪問服薬指導） . . . 23ページ
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
（訪問リハビリテーション） . . . 24ページ
- 介護支援専門員（ケアマネジャー） . . . 25ページ

在宅療養の相談先は

- 地域包括支援センター . . . 26ページ
- 訪問診療や往診を行う医療機関 . . . 28ページ
- 訪問歯科診療を行う歯科医院 . . . 29ページ
- 訪問服薬指導を行う薬局 . . . 30ページ
- 訪問看護・訪問リハビリテーションを行う事業所 . . . 31ページ
- 居宅介護支援事業所 . . . 32ページ
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・
かかりつけ薬局をもちょう . . . 33ページ

在宅療養とは

在宅療養とは、病気を抱えていても、自宅などの住み慣れた場所で在宅医療や介護サービスを受けながら療養し、自分らしい生活を続けることです。

● 在宅療養の疑問

自宅で療養って費用はどれくらいかかるのかな・・・

⇒在宅療養に係る費用などのめやすは、P16～P19をご覧ください。



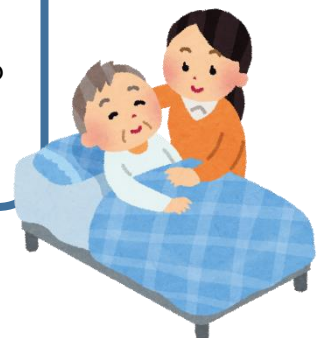
医療や介護が必要になっても自宅で暮らせるの？
イメージがわからない・・・

⇒自宅で医療や介護サービスを受けながら療養することは可能です。様々な病気が原因での在宅療養生活の例は、P6～P11をご覧ください。



在宅での療養ってどんなことができるんだろう・・・

⇒在宅療養を支える専門職はたくさんいます。在宅療養を支えるチームの全体像はP4を、チームのメンバーの役割は、P20～P25をご覧ください。



自分らしい生活を続けるために、今からできることってあるのかな・・・



⇒自分らしい生活を続けていくためにも、介護予防の意識は重要です。元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための「介護予防・生活支援サービス事業」や「一般介護予防事業」があります。詳しくは、「みんなのあんしん介護保険」をご覧ください。

⇒日頃の健康管理も重要です。かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持っておきましょう。かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局についてはP33をご覧ください。

⇒最期まで自分らしい生活を送るために、自分が受けたい医療や介護について、エンディングノートを活用しながら、ご家族と一緒に考えてみてはいかがでしょうか。エンディングノートについては、P15をご覧ください。



子供は近くに住んでいないし、夫婦だけの生活だけど、医療や介護についての相談はどこにしたらいいのだろうか・・・

⇒在宅療養についての相談先は、P26～P32をご覧ください。

家族がもうすぐ退院って言われたけど、何から準備を始めたらいいんだろう・・・

⇒まずは入院している病院の地域連携室（病院によって名称は異なります）にご相談ください。

また、どこに相談したら良いかわからないなど、高齢者の困りごと全般については、地域包括支援センターにご相談ください。地域包括支援センターについては、P26をご覧ください。



● 在宅療養を支えるチーム

在宅で安心して療養するために、医療・介護の専門職がチームで支えます。



ケアマネジメント

在宅療養を支えるチームの要です。ケアプランの作成をします。



ケアマネジャー

相談

医療や福祉に関する相談窓口です。

訪問(医療)

自宅で医療を提供します。



歯科衛生士

歯科医
(訪問診療)

薬剤師



医師
(訪問診療)



訪問看護師



訪問リハビリテーション



訪問(介護)

自宅で介護サービスを提供します。



福祉用具貸与・購入
住宅改修



訪問介護



訪問入浴



医療機関

状態が悪化し、入院が必要になった際に入院を受け入れます。



施設

住まいは自宅ではありません。施設で暮らすという選択肢もあります。

また、短期的に入所できる施設(※)もあります。

- 特別養護老人ホーム(※)
- 介護老人保健施設(※)
- 介護医療院(※)
- グループホーム
- サービス付き高齢者住宅
- 有料老人ホーム



通所

日中サービス事業所に通って、サービスを受けます。

通所

日中サービス事業所に通って、サービスを受けます。



通所リハビリテーション



デイサービス

在宅療養の実際～脳血管疾患の方の療養生活～

①発症・急性期の治療

脳出血や脳梗塞、クモ膜下出血等が原因となる脳血管疾患は、突然発症することが多く、意識の消失、身体や顔面の麻痺等が見られます。

病院に入院し、急激な症状に対する治療（急性期治療）を受ける必要があります。



②回復期の治療

症状が安定してきたら、リハビリを行うための病院への転院をすすめられます。

回復期リハビリテーション病院では、歩行等の身体機能の回復を図るとともに、自宅での生活に向けた日常生活の訓練を行います。



転院や退院が不安・・・ どこに相談したらいいの？

多くの病院には、退院を支援する窓口（地域連携室や医療連携室等）があります。（詳しくは各病院にご確認ください。）

窓口では専門の看護師や医療ソーシャルワーカーが退院後の生活や介護保険のサービスなどについて、在宅で支援を行う人たちと調整を行います。

また、病院以外でも市役所や地域包括支援センターでは、介護保険や福祉サービスの利用を含めた総合的な窓口として、ご相談に対応しています。



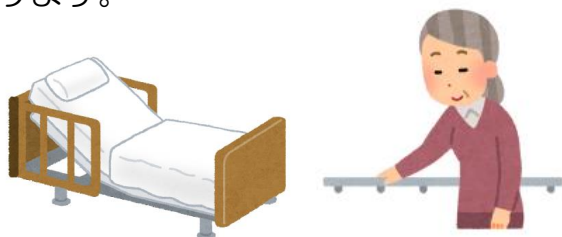
地域包括支援センターはP26をご覧ください

③退院へ向けた準備

退院後も自宅で医療や福祉サービスを受ける必要がある場合、安心して在宅生活を送るために入院中から準備を行います。

例えば、ベッドや手すりの設置といった自宅の住環境の整備やサービスの調整などがあります。

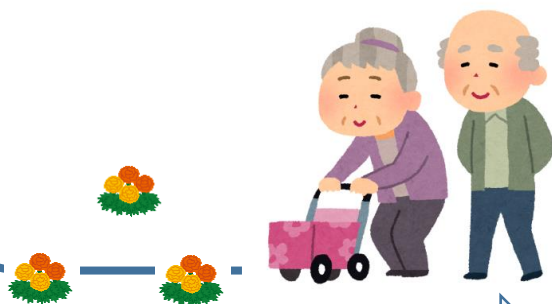
※介護保険の給付は、退院後に対象となります。



④住み慣れた自宅での生活（生活期）

医療や福祉サービスを利用することで安心して自宅での生活を送ることができます。

また、機能維持や自立に向けたリハビリテーションを受けながら、趣味や旅行を楽しむこともできます。



退院してから困らないように 退院準備のためのポイント

入院している病院の担当者と、退院後に在宅療養を支える支援者と共に、主に以下の内容について、相談をしながら準備を進めていきます。

- ①自分や家族がどのような生活を希望するか、病院の退院を支援する窓口や地域包括支援センターなどに相談する。
- ②脳血管疾患は再発を起こしやすいため、生活における注意事項（食事や服薬など）を確認する。
- ③介護保険を申請し、ベッドやトイレの手すり、段差の解消、入浴のための椅子などの生活環境を整える。
- ④入浴や食事の介護、家事の支援など、必要な介護体制を整える。
- ⑤医療処置が必要な場合や、一人での通院が困難な場合は、訪問診療や訪問看護、訪問薬剤師などの医療体制を整える。

在宅療養の実際～認知症の方の療養生活～

①前兆～疑い～

少し前に聞いたことを忘れて何度も聞いたり、大きな話題になったニュースの内容が思い出せなくなったりします。

しかし、地域や家族の一員として、生きがいを持った生活を送ることができます。



②軽度～見守りがあれば日常生活は自立～

同じことを何回も聞いたり、頻繁に物を置き忘れたり、これまでできていたことに時間がかかったりようになります。

しかし、早期に診断を受け、周囲の理解と適切な支援を受けることで、穏やかな生活を送ることができます。



物忘れが気になる・・・ どこに相談したらいいの？

これまでとは違うなど、不安なことや気になることがあれば、かかりつけ医や地域包括支援センターなどに相談しましょう。

①かかりつけ医

かかりつけ医は、心身の健康チェックや認知症の日常的な治療を行います。認知症が疑われる場合は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。その後必要に応じて、認知症の専門医療機関などと連携を行います。

②地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域の身近な相談窓口として、高齢者ご本人やご家族からの相談にのっています。

認知症の早期診断や早期対応に向け、認知症のご本人やご家族に早期に関わる必要がある場合は、複数の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」とも連携をして対応します。

③ 中度～日常生活に 手助け・介護が必要～

場所や日付がわからなくなったり、直前に行ったことを忘れてしまったりします。

日常的に適切な手助けや介護を受けることで、地域や自宅で安心して生活を送ることができます。



④ 重度～常に介護が必要～

家族の名前や顔がわからなくなったり、物事への関心が薄くなり、言葉が少なくなったりします。

歩行や排泄などが困難な状態となり、生活のほとんどに介護が必要な状態となります。

これまで大切にしてきた趣味や嗜好が尊重されたケアを受けることで、穏やかな生活を送ることができます。



認知症ってどんな病気？

認知症とは、いろいろな原因で認知機能が低下し、様々な生活のしづらさが現れる状態を指します。その人がその人らしく生活することができるよう、周囲の人はご本人の尊厳を大切にしながら接することが大切です。

適切な治療を早い段階で行うことで、症状の進行を遅らせたり、新たな症状の出現を予防することができると言われています。



認知症についての情報は「認知症ケアパス」をご覧ください

「認知症ケアパス」は高齢者福祉課・地域包括支援センターで配布しているほか、市のホームページからダウンロードもできます

在宅療養の実際～がん末期の方の療養生活～

①退院

病院での治療後、退院が決定する前から、在宅療養への準備をします。

点滴等の医療処置が必要な場合は、訪問診療、訪問看護及び訪問薬剤師等のサポートが受けられるように療養環境の準備を行います。

また、介護サービスの準備を行います。

②終末期 (6～3か月前)

徐々に体が弱まり、仕事や家事などでできなくなることが増えてきます。

しかし、痛みの緩和によって自分らしい生活を送ることができます。



自宅での緩和ケア

住み慣れた自宅で、自分らしく生きることを目指せるのが、在宅における緩和ケアです。

緩和ケアは、通院で受けることもできますし、通院することが難しい場合は、自宅で受けることもできます。

訪問診療や訪問看護、訪問薬剤師等の医療や、必要な介護サービスの両側面から支援をうけることで、最期まで自宅で安心して過ごすことも可能です。

自分の最期についての意思表示

在宅療養生活では、病状が急変する場合があります。その時に、本人の望まない医療処置（延命処置等）が行われてしまうことがありますので、本人・家族・医療や介護のスタッフと、急変時の対応についてあらかじめ話し合っておくことが重要です。

意思表示の方法の一つとして『エンディングノート』があります。エンディングノートは在宅療養生活を送っていない方でも、いつから書き始めてもよいものです。

ご自身のこれからの人生の過ごし方を考えるきっかけとして、書いてみてはいかがでしょうか。

在宅療養を支えるチームについては、P4をご覧ください

エンディングノートについては、P15をご覧ください

③終末期 (3～1か月前)

旅立ちの兆候として、人との関わりが少なくなり、社会から身を引くようになります。

食欲が低下し、日々の活動性が低下してきます。



④終末期 (2週間～1週間前)

多くを眠って過ごし、刺激で目覚めることも難しくなります。現実と夢が入り交じることもあります。

身体的には血圧の低下、心拍数の増加、体温や呼吸の変化が見られ、手足が冷たくなったり、痰が増えたりします。

食べたり飲んだりしづらくなったり、または食べられなくなります。排尿や排便が少なくなります。

⑤終末期 (数日～数時間前)

血圧の低下、心拍数の増加、呼吸のリズムがさらに不規則になったりします。次の呼吸が始まるまでに10秒から30秒かかることもあります。痰がさらに増え、からむことで、のど元でゴロゴロと大きな音がすることがあります。

家族の声かけに反応できなくなったり、尿が出なくなります。

手足が紫色になり、膝や足首に斑点が現れ、間隔の長い呼吸になると、「旅立ちの時」が近づいてきます。



● 人生の最期の時期について考えてみましょう

◎自宅で看取る・看取られるということ

最期まで自宅で暮らしたい

みなさんが病気を抱えていても「最期まで自宅で暮らしたい」と思ったら、まずはご家族、主治医やケアマネジャーと相談をしましょう。訪問診療や訪問看護等の医療や介護サービス等を利用しながら在宅で療養生活を送ることができます。

在宅療養生活を続けていくと、身体機能の低下と共に、いつかは「旅立ちの時」が近づいてきます。自宅で最期まで療養することを選択した場合は、主治医からどのような症状が現れるのか、看取りの際の対応などについて、ご家族と一緒に説明を受けましょう。

旅立ちの時の症状は、人生の幕を引くための準備であり、誰にでも起こり得る自然なことです。ご家族はご本人の意思を尊重しながら、主治医などに相談をし、旅立ちの時までの貴重な時間を、ご本人と一緒に自宅で過ごしましょう。



◎絶対に自宅で療養しなければならないの？

そのようなことはありません。自宅で療養するか、病院で療養するか、施設で療養するかなどについての選択は、ご本人自身が決めることです。

人生の最期を、どこで、誰と、どのように過ごしたいかというご本人の希望を叶えるために、医療・介護のケアに関わる様々な職種が存在しています。ご本人自身の気持ちを尊重し、ご家族と相談しながら最適な選択を考えてみてください。

◎いざ、看取りになった時、どうしたらいいの？

まず、自宅で看取りを希望する際は、主治医と事前に看取りの時の対応について相談をしておきましょう。

ご本人の呼吸が止まりそうになっても（あるいは止まっても）、慌てることはありません。在宅療養生活の最期を看取るのはご家族であることがほとんどです。安らかに見送ってあげましょう。

もし、真夜中にお亡くなりになっても、夜が明けてから主治医に連絡しても遅くはありません。ゆっくりとご家族だけの大切なお別れの時間を過ごしてください。

心細い場合は、主治医や訪問看護師に連絡して、指示を受けても大丈夫です。

【看取りの時に主治医は立ち会わなくてもいいの？】

主治医がご臨終の場に間に合わなくても、これまでの病気の経過が明確で、その病気で亡くなったことが明らかであれば、主治医が到着する前に呼吸が停止しても、法的な問題はありません。主治医によって死亡診断書が発行されます。

◎最期まで自分らしくあるために

日頃から、ご家族や親しい人、あるいは身近な主治医などと、人生の最終段階の医療や「旅立ちの時」について話し合い、最期まで自分らしくいられるようにしましょう。

将来、ご自身が病気になり長期療養が必要になったり、介護が必要になった時のご自身の希望や考えを、ご家族や主治医などに事前に伝えることで、あなたや周りの人にとっても満足のいく治療や介護を受けることができます。

人生の最終段階についての希望や考えは、置かれている状況や時間の経過によって変わることがあります。ご家族などと繰り返し話し合い、思いを共有する機会のことを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」といいます。ご家族などと人生会議をする時間を作ったり、エンディングノートを活用し、人生の最終段階になっても「自分らしく過ごせる」よう、元気なうちから考えておくことが大切です。

延命治療は？
いざという時の救急車は？

自分で決められなくなったら、誰にお願いする？

療養先はどこがいい？
自宅？病院？施設？

重篤な病気になった時、
教えてほしい？

もしもの時に、誰に連絡してほしい？

大切な人に、自分の思いを伝えておこう



◎エンディングノートを書いてみよう



印西市では、市民のみなさまが住み慣れた地域で、自分らしく生きることの一助となることを願い、「わたしノート～みんなに伝えておきたいこと～」を作成しています。

このノートには、「もしものときはこうしてほしい」などのご自身の思いや、ご家族へ伝えたいことなど、もしもの時に自分の意思を伝えるために利用することができます。

エンディングノートは一度書いたら終わりではありません。ご自身の思いや、周りの状況が変わることも考えられます。状況に応じて書き直すことで、今ご自身で考えていることを記しましょう。また、ご家族ともその思いを話し合しましょう。

印西市で作成したエンディングノートについては、印西市のホームページからダウンロードできるのでご活用ください。



● 在宅療養にかかる費用

自宅で療養生活を送る場合、多くの方は在宅医療や介護サービスを利用します。

在宅医療には訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護や薬剤師による訪問薬剤管理指導があり、これらは医療保険（一部介護保険が適用になる場合もあります）で賄われ、ご自身の所得等に応じた自己負担分を支払います。

介護サービスには訪問介護、訪問看護、福祉用具貸与等様々なサービスがあり、費用は要介護度やサービスの内容によって異なりますが、ご自身の所得等に応じた自己負担分を支払います。

医療も介護も利用する内容等によって負担する金額は変わります。記載している金額等は一例となりますので目安としてご覧ください。

利用の際は、医療機関やケアマネジャー等に相談や確認をお願いします。

《訪問診療》

月2回自宅で訪問診療を受ける場合と、急変時に往診を受ける場合に必要となる標準的な費用負担の目安です。

負担割合	標準的な負担額	
	訪問診療	往診
1割	約 5,500円/月	720円/回
2割	約11,000円/月	1,440円/回
3割	約16,500円/月	2,160円/回

※訪問診療は月額、往診は1回ごとの料金の目安です。

※訪問診療費は、在宅患者訪問診療料及び在宅時医学総合管理料で算定

※ご本人の病状等によって、別途、必要とされる加算料金や、お薬・検査・指導管理料等の費用、訪問診療に必要な交通費等の費用がかかります。

※訪問診療と往診については、P20にも記載があります。

《訪問歯科診療》

歯科医による訪問歯科診療を、自宅で受けた場合の1回あたりの標準的な費用負担の目安です。

医療保険で利用する訪問歯科診療は、訪問診療費の他に治療費などが必要となります。具体的な内容や金額は、医療機関にお問い合わせください。

保険	標準的な負担額
医療保険（1割負担）	約1,100円/回
医療保険（2割負担）	約2,200円/回
医療保険（3割負担）	約3,300円/回
介護保険（1割負担）	約 520円/回
介護保険（2割負担）	約1,040円/回
介護保険（3割負担）	約2,080円/回

《訪問看護》

週1回、30分以上1時間未満の訪問看護サービスを受ける際に必要となる1か月あたりの標準的な費用負担の目安です。

費用は保険の種類や訪問の頻度、訪問看護ステーションの体制や本人の状況によって必要とされる加算などによって異なりますので、具体的な内容や金額は、事業所にご確認ください。

保険（※）	標準的な負担額
医療保険（1割負担）	約 5,140円/月
医療保険（2割負担）	約10,280円/月
医療保険（3割負担）	約15,420円/月
介護保険（1割負担）	約 4,100円/月
介護保険（2割負担）	約 8,200円/月
介護保険（3割負担）	約12,300円/月

※医療保険：基本療養費・管理療養費・24時間対応体制加算・特別管理加算・情報提供療養費で算定

※介護保険：訪問看護費・緊急時訪問看護加算Ⅰ・サービス提供体制加算ⅡⅠで算定

上記の加算以外にも必要に応じた加算があるのでご注意ください

《訪問薬剤 管理指導》

医療保険・介護保険で訪問服薬指導を利用する際の、標準的な費用負担の目安です。

ご本人の居住地（自宅・施設）や病気、所得等によって費用は変わります。

また、お薬代として費用が別途必要です。

保険	標準的な負担額
医療保険（1割負担）	約290円～750円/回
医療保険（2割負担）	約580円～1,500円/回
医療保険（3割負担）	約870円～2,250円/回
介護保険（1割負担）	約344円～607円/回
介護保険（2割負担）	約688円～1,214円/回
介護保険（3割負担）	約1,032円～1,821円/回

《医療保険の1か月あたりの自己負担限度額》

1か月あたりの自己負担限度額は、加入されている健康保険、所得等によって異なります。

具体的な内容については、国保年金課または加入されている健康保険組合等へお問い合わせください。

保険の種類			自己負担割合	自己負担限度額 外来（個人ごと）
	所得区分			
後期高齢者 医療制度		所得区分	現役並み 所得者 1・ 2・3	3割
	一般		1割	18,000円
	区分 1・2			8,000円
国民健康保険			2割	国保年金課にお問い合わせください
社会保険			または 3割	加入している健康保険組合等へお問い合わせください

《介護保険の1か月あたりの支給限度額と自己負担額の目安》

介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに、1か月に利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています。

限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担となります。

具体的な内容については、市で発行している「みんなのあんしん介護保険」をご覧ください。

要介護度	支給限度額	自己負担額 (1割負担の場合)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

※表中の自己負担額は1割負担の場合を記載しています。
2割・3割負担の方は金額が代わりますので、ご了承ください



在宅療養を支えるチームのメンバーは

医師（訪問診療）



在宅医療は、医師がみなさんの自宅や入居施設に訪問して、診察や治療を行うことです。

定期的に訪問する『訪問診療』と臨時に訪問する『往診』があります。

『訪問診療』とは



通院が困難で、かつ継続的な診療が必要な患者さんに、定期的・計画的に医師がご自宅を訪問し診察します。通常は月1回～状態に合わせた頻度で定期的に訪問し、診察・治療・薬の処方・療養上の相談・指導を行います。

『往診』とは



急な病状変化（発熱等）に対し、訪問診療とは別に、患者さんやご家族からの要請に基づき、不定期に行われる在宅医療です。

まずは、かかりつけ医に相談しましょう

「かかりつけ医」とは、あなたやご家族の健康状態を把握し、日頃から親身になって診察してくれる医師のことです。病気の際はもちろん、持病の相談や日常の健康管理のためにも、頼りになる身近な存在です。検査や入院が必要と判断したときは、適切な病院を紹介してくれます。

在宅医療を考える時は、まずはかかりつけ医が在宅医療を行っているか確認してみてください。

かかりつけ医が訪問診療に対応していないなど、相談先がわからないときは、地域包括支援センター（P27）にご相談ください。



歯科医師（訪問歯科）

訪問歯科診療とは、通院ができない方に対して歯科医師や歯科衛生士がみなさんのご自宅を訪問し、治療や指導等を行うことです。

『訪問歯科診療』で行うこと



歯科医院で行っている「虫歯や歯周病の治療」「入れ歯の製作・調整」や「口腔ケア」をご自宅で行います。治療を行うことで、よく噛んで食べられるようになります。

また、お口の中をきれいにすることで、虫歯や歯周病、誤嚥性肺炎等のリスクを低下させることができます。



食べ物を飲み込んだりすることが難しい方に対し、摂食嚥下障害の場合には、その程度を評価した上で、食べやすい・飲み込みやすい食事についてのアドバイス等を行います。

なお、口腔ケア及び摂食嚥下障がいの評価・治療は、全ての歯科医院で受けられるものではありませんので、かかりつけの歯科医院でご確認ください。

訪問歯科を利用するには？

訪問歯科の利用を希望する場合は、まずはかかりつけ歯科医にご相談ください。

かかりつけ歯科医が訪問診療に対応していない場合は、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。



看護師（訪問看護）

訪問看護とは、訪問看護ステーションなどから、主治医の指示を受け、看護師・保健師がみなさんのご自宅を訪問し、療養上の看護や、必要や診療の補助を行います。

『訪問看護』で行うこと

- 健康状態の観察（血圧、体温、脈拍、呼吸等の病状チェックと体調管理）
- 日常生活の看護（身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄のケア等）
- 医療処置（床ずれ・経管栄養・人工肛門・膀胱留置カテーテルの管理、点滴、注射、服薬管理等）
- 医療機器の管理（在宅酸素療法、人工呼吸器等の管理、腹膜透析の管理）
- リハビリテーション（日常生活の動作の訓練、指導）
- 精神疾患や認知症の看護（服薬管理、家族の介護の相談、介護方法のアドバイス等）
- 終末期の看護（看取りまで自宅で過ごすための支援、看取りのケア等）
- 介護者の相談・支援（専門的な知識からの様々な相談対応等）
- 緊急時の対応

訪問看護を利用するには？

訪問看護は医療保険・介護保険で利用することができますが、いずれも医師の「指示書」が必要です。利用を希望する場合は、主治医、地域包括支援センター、ケアマネジャー、または直接、訪問看護ステーションにご相談ください。

入院している方は、病院の医療相談室（病院によって名称が違います）にご相談ください。



薬剤師（訪問薬剤管理指導）

訪問薬剤管理指導とは、薬剤師が直接ご自宅に伺って、薬に関する不安や疑問を解決し、薬を正しく飲めるようにお手伝いをすることです。

医師から処方された薬を正しく服用することが大切です。

『訪問薬剤管理指導』で行うこと

1. 薬剤管理：薬の服用歴を管理します。
2. 服薬指導：薬の服用方法・効能効果について指導します。
3. 薬剤の服薬状況の確認：服用できているかどうか確認し、服用できていない場合はその理由を確認します。
4. 保管状況及び残薬の有無の確認：保管場所が適切であるか、また残薬がどれくらいあるかを確認します。
5. 服薬支援：服薬しやすいように工夫するお手伝いをします。



訪問薬剤管理指導を利用するには？

訪問薬剤管理指導の利用を希望する場合は、普段からお薬をもらっている薬局の薬剤師にご相談ください。

かかりつけ薬局が訪問薬剤管理指導に対応していない場合は、地域包括支援センターやケアマネジャーにご相談ください。





理学療法士・作業療法士 言語聴覚士 (訪問リハビリテーション)

訪問リハビリとは、リハビリ専門職がみなさんのご自宅を訪問し、ご自宅で生活するための、リハビリ支援を行います。

『理学療法士の訪問』で行うこと



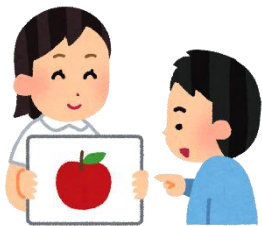
脳血管疾患等の病気や、骨折等のケガをした方に、歩行やトイシなどの日常動作の訓練や、改善のための取り組みを行います。また、ご自宅での動作がしやすくなるための環境整備についてアドバイスや社会参加の促進を行います。

『作業療法士の訪問』で行うこと



様々な理由で身体や心に障がいのある方に、身の回りの動作や家事動作、社会への参加等を目指し、練習を行います。さらに、ご自宅で生活がしやすいよう、ご家族に介助方法を指導するなど支援を行います。

『言語聴覚士の訪問』で行うこと



様々な理由で言語（話すこと）や嚥下（飲み込むこと）に障がいのある方に、障がいのある機能の評価に基づき、機能の維持向上のための検査や訓練等を行います。さらに、ご自宅で生活しやすいよう、ご家族に介助方法を指導するなど支援を行います。

訪問リハビリテーションを利用するには？

訪問リハビリは医療保険・介護保険で利用することができますが、いずれも主治医の「指示書」が必要です。利用を希望する場合は、主治医、地域包括支援センター、ケアマネジャーにご相談ください。



介護支援専門員 (ケアマネジャー)

ケアマネジャーは介護が必要な人と、福祉・医療サービスや地域の資源とをつなぐ役割を担います。

要介護・支援の認定を受けた人が望む療養ができるように、ケアプランを立案します。

ケアマネジャーが行うこと

①『利用者の状態と課題の把握』

ご本人やその家族から話を聞き、状態の把握と困りごとの整理を行い、今後の生活を一緒に考えます。療養生活に必要なことや、できることとできないことは何か等について確認をします。

②『ケアプランの作成』

ご本人の状態や介護度に合わせて、療養のために必要なサービスを検討し、ご本人の能力に応じ、できるだけ自立した生活を送れるように生活の目標を確認し、ケアプランを作成します。

③『サービスの調整』

サービス事業者やご本人、ご家族、主治医等の療養に関わる関係者を集めて支援の内容を具体的に話し合います。

サービス開始後も、ご本人の状態やご家族の状況に合わせてケアプランの見直しを行ったり、定期的にご本人のご自宅を訪問し、相談支援を行います。

ケアマネジャーに相談するには？

担当のケアマネジャーを決めることが第1歩です。居宅介護支援事業所に電話をし、相談してみましょう。

居宅介護支援事業所の連絡先は、市が介護認定の結果の通知に同封したものをご確認いただくか、市のホームページまたはP32をご覧ください。

在宅療養の相談先は

● 身近な地域の支援拠点『地域包括支援センター』

地域包括支援センターの役割は？

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援をする拠点です。高齢者の方はもちろん、そのご家族や高齢者のご近所にお住いのみなさんもお相談いただけます。

些細な事でも構いませんので、困りごとや心配ごとは、まず地域包括支援センターにご相談ください。

①『総合相談』・・・相談や悩みをお伺いします

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談をお伺いし、必要な情報の提供やサービスの紹介などを行います。介護や健康、医療や福祉のことだけでなく、生活全般についてのご相談も伺い、必要に応じて適切な機関につなぐお手伝いもします。

②『権利擁護』・・・高齢者の権利を守ります

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止等の相談に応じます。また、必要に応じて専門機関を紹介します。

③『包括的・継続的ケアマネジメント支援』・・・地域の連携・協力体制を支えます

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援や、医療機関等の関係機関とのネットワークづくり等、地域の様々な機関と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

④『介護予防ケアマネジメント』・・・自立した生活の支援を行います

高齢者のみなさんが、自立した生活が送れるよう、生活やサービスの利用等について提案・紹介するほか、要支援1・2の人と、介護予防・生活支援サービス事業対象者のうちで必要な人に対しては、ケアマネジメントを行い、自立支援に基づく介護予防ケアプラン等を作成します。

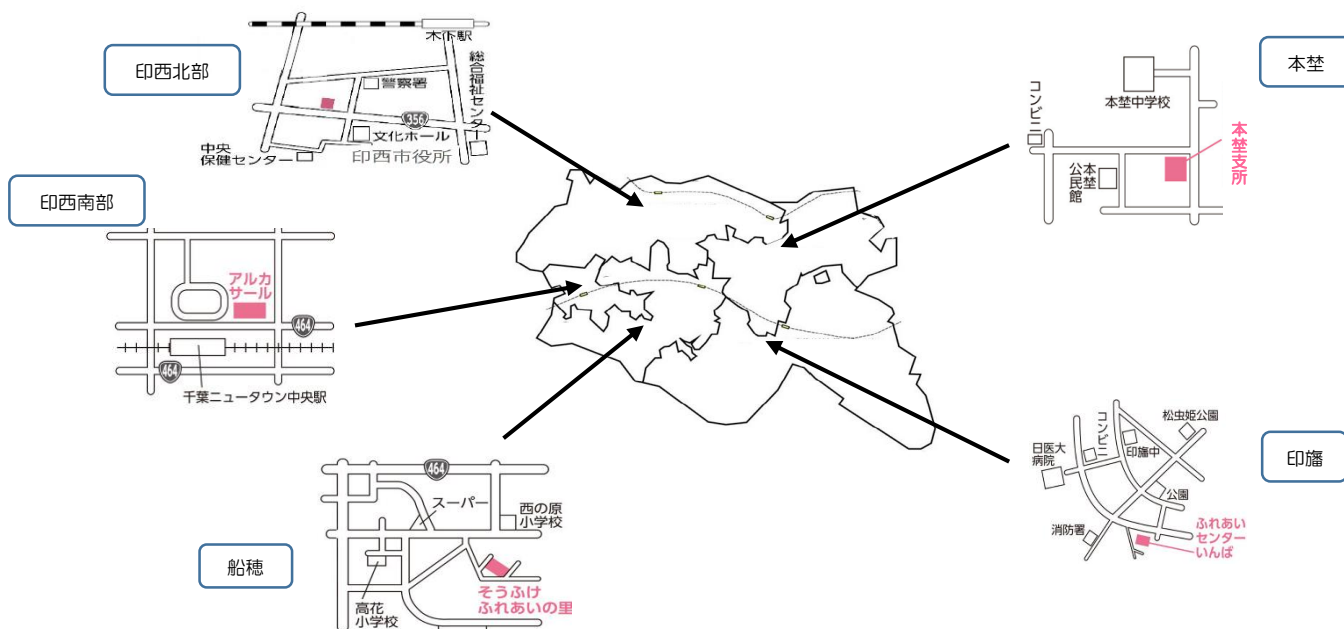
地域包括支援センターはどこにあるの？

印西市内に5か所の地域包括支援センターを設置しており、5か所の圏域包括の統括・支援を、市役所高齢者福祉課包括支援係が行います。

お住いの地区を担当する地域包括支援センターについては、下記の一覧をご覧ください。

圏域	地区	担当地域包括支援センター・連絡先
北部	木下・木下南・竹袋・別所・宗甫・木下東 平岡・小林・小林北・小林浅間・小林大門下 大森・鹿黒・鹿黒南・亀成・発作・相嶋 浅間前・浦部・浦部村新田・白幡・浦幡新田 高西新田・小倉・和泉・牧の台	印西北部地域包括支援センター 大森2551-4 TEL：85-4085
南部	小倉台・大塚・牧の木戸・木刈・武西学園台 戸神台・中央北・中央南・内野・原山・高花	印西南部地域包括支援センター 中央北1-469 アルカサール内 TEL：37-3120
船穂	武西・戸神・船尾・松崎・松崎台・結縁寺 多々羅田・草深・東の原・西の原・原・泉・泉野	船穂地域包括支援センター 草深924 そうふけふれあいの里内 TEL：29-4001
印旛	瀬戸・山田・平賀・平賀学園台・吉高・萩原 松虫・岩戸・師戸・鎌苅・大廻・造谷・つくりや台 吉田・美瀬・舞姫・若萩	印旛地域包括支援センター 美瀬1-25 印旛支所分庁舎内 TEL：33-7062
本埜	中根・荒野・角田・竜腹寺・惣深新田飛地・滝 物木・笠神・行徳・川向・下曾根・中・萩埜 桜野・押付・佐野屋・和泉屋・甚兵衛・立埜原 松木・中田切・下井・長門屋・酒直ト杭・ 安食ト杭・将監・本埜小林・滝野・みどり台・牧の原	本埜地域包括支援センター 笠神2587 本埜支所内 TEL：85-4845

《営業日／営業時間》月曜日～金曜日（祝祭日・12/29～1/3を除く）／8：30～17：15



● 訪問診療や往診を行う医療機関

《市外局番：0476》

名称		住所	電話	訪問診療	往診	条件など
市 内	安孫子内科胃腸科 クリニック	大森 3417-2	42- 2649	○	○	※月・火・木の13時～14時30分対応可能 ※当院から車で片道15分以内 ※家族の協力が得られる方
	いんざいさくら クリニック	原1-2 (ビッグ ホップ内)	85- 4700	○		※月・水・木・金（曜日によって時間が異なるため要相談） ※電話で相談後、来院して初回面談
	印西総合病院	牧の台 1-1-1	33- 3000	○		※当院より退院された方
	印西ほがらか クリニック	原1-2 (ビッグ ホップ内)	94- 5757	○		※火・水・土の14時～ ※電話で相談後、来院して初回面談
	千葉新都市ラーバン クリニック	草深138	40- 7711	○		※併設施設入所者のみ対応
	千葉ニュータウン クリニック	内野 1-5-1	46- 4744		○	※来院の上相談 ※ALSや気管切開の方は対応困難
	千葉ニュータウン サザンクリニック	中央南 1-7-4	85- 4744		○	※当院継続通院中の方のみ ※限られた所のみで診察の上相談
	奈良整形外科	草深 1204-4	46- 9011		○	※電話か家族が来院の上相談



医療機関によって訪問を実施している曜日や時間が異なります。
また、病状によっては対応できない場合もありますので、訪問を希望する場合は、必ず事前に医療機関にご相談ください。

訪問診療や往診を行う医療機関については、市内の医療機関にアンケートを行い、訪問診療等を行うと回答し、本誌への掲載に同意した医療機関の情報を掲載しています。

従って、訪問診療等を行う全ての医療機関の情報が掲載されているわけではありませんのでご了承ください。

● 訪問歯科診療を行う歯科医院

《市外局番：0476》

名称	所在地	電話	条件など
いづか歯科クリニック	草深 2419-9	47-1179	※電話予約後、当院HPにある訪問歯科診療申込書に記入
うちだ歯科	大森 2454-3	36-7887	※患者様の既往症や状態等によって対応できない場合あり ※お昼（12時～13時頃）みでの対応のため、急患の対応は困難 ※電話にて問い合わせ後、日程を調整
内野歯科医院	内野 1-5-2	46-5011	※当院の通院経験者のみ
川村歯科医院	小林浅間 1-3-7	97-1001	※電話にて依頼 ※木以外の平日：12時～14時 木の9時～10時30分 訪問の調整可能
ココロデンタルクリニック	武西学園台 1-3-65	46-7711	※千葉ニュータウンエリア ※電話連絡後調整
日本医科大学千葉北総病院	鎌刈 1715	99-1111	※日本医科大学千葉北総病院の歯科に連絡後、調整
ほりえ歯科医院	結縁寺 525-3	46-8889	※当院に受診歴のある方のみ ※電話にて依頼

医療機関によって訪問を実施している曜日や時間が異なります。
また、病状によっては対応できない場合もありますので、訪問を希望する場合は、必ず事前に医療機関にご相談ください。



訪問歯科診療を行う歯科医院については、市内の歯科医院にアンケートを行い、訪問歯科診療を行うと回答し、本誌への掲載に同意した歯科医院の情報を掲載しています。

従って、訪問歯科診療を行う全ての歯科医院の情報が掲載されているわけではありませんのでご了承ください。

● 訪問服薬指導を行う薬局

《市外局番：0476》

薬局名	所在地	電話	保険		条件等
			医療	介護	
アイセイ薬局 印西牧の原店	牧の台 1-1-2	40- 0710	○	○	※近場であること、時間の調整ができること
アイン薬局 日本医大北総店	鎌刈 1715	85- 6966	○	○	※電話・FAXで依頼 ※保険外で交通費別途
アサヒ薬局 印西店	内野 1-5-7	40- 7225	○	○	※電話・FAXで依頼
アサヒ薬局 竜腹寺店	竜腹寺 349-5	37- 7707	○	○	※来局で相談 ※薬局から15km以内
あやめ薬局 西の原店	西の原 3-12-2	37- 8539	○	○	※訪問可能地区：西の原・原・東の原・ 牧の原・滝野
イオン薬局千葉 ニュータウン店	中央北 3-1-1	48- 5801		○	※要相談
カワチ薬局 牧の原店	西の原 1-1-1	40- 7233		○	※保険外で交通費別途
コスモス薬局	小林北 2-5-17	97- 3331	○	○	※家族・在宅療養関係者・ケアマネジャー等からの相談 ※薬局から2kmまでは交通費なし、2km以上は交通費別途（25円/km）
そうごう薬局 印西牧の原店	原1-2 ビッグ ホップガーデン モール印西	33- 7621	○	○	※ケアマネジャーや医師、ご家族からの相談
ひまわり薬局 高花店	高花 5-5-9	48- 4550		○	※電話で相談 ※薬局から2kmまでは交通費なし、2km以上は交通費別途（25円/km）
フラワー薬局千葉 ニュータウン中央店	中央北2-1-3 サンクタス1F	36- 5222		○	※メディカルケアステーション（SNS）での受付の他、FAX等でも受付可
みのり薬局	平賀 3776-2	80- 3241	○	○	※要相談
ローズ薬局	草深 2220-32	37- 8627	○	○	
ヤックス印旛 日本医大駅前薬局	舞姫 1-5-1	80- 3551	○	○	※電話で相談



薬局によって訪問を実施している曜日や時間が異なります。
また、処方内容等によっては対応できない場合もありますので、訪問を希望する場合は、必ず事前に主治医や薬局にご相談ください。

訪問服薬指導を行う薬局については、市内の薬局にアンケートを行い、訪問を行うと回答し、本誌への掲載に同意した薬局の情報を掲載しています。

従って、訪問を行うすべての薬局の情報が掲載されているわけではありませんのでご了承ください。

● 訪問看護・訪問リハビリテーションを行う事業所

《市外局番：0476》

事業所名	所在地	電話	サービス種別		保険	
			訪問看護	訪問リハビリ	医療	介護
あおぞら訪問看護 リハビリステーション	船尾 5-1	48- 1550	○	○	○	○
印西総合病院	牧の台 1-1-1	33- 6263		○		○
セコメディック病院 訪問リハビリテーション 印西サテライト	大森 2550-1-201	42- 6125		○	○	○
だいそう訪問看護 リハビリステーション	木下1678-1- 101	36- 8467	○	○	○	○
千葉新都市 ラーバンククリニック	草深 138	40- 7716		○		○
訪問看護ステーションあ やめ印西（精神科特化）	小林1606-6 エスポワール 101	80- 8005	○		○	
訪問ステーション てとてと印西	牧の台 1-1-2	85- 6020	○	○ ※看護師に よるリハビ リのみ	○	○
（有）フレンズ印西	草深 2302-3	48- 1575	○		○	○

訪問看護や訪問リハビリテーションを利用するためには、医師の指示が必要です。

利用を希望するときは、主治医やケアマネジャーにご相談ください。



訪問看護・訪問リハビリを行う事業所については、市内の事業所にアンケートを行い、いただいた回答を元に掲載しています。

● 居宅介護支援事業所

要介護認定を受け、介護サービスを利用する場合に相談・支援を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業所です。

介護保険の詳しい内容については、『みんなのあんしん介護保険』をご覧ください。



《市外局番：0476》

事業所名	所在地	電話番号
ゆかり印西介護相談室	木下1649	36-5585
社会福祉法人印西市社会福祉協議会	竹袋614-9	42-0294
ホワイトヴィラ印西指定居宅介護支援事業者	大森2216-3	42-7300
在宅介護支援センターヴィラ大森	大森2218-1	42-8800
ケアサポート印西居宅支援事業所	大森2550-10	49-4551
居宅介護支援事業所きはら	大森3349	55-3336
JA西印旛介護サービス居宅介護支援事業所	大森3546-9	42-1312
居宅介護支援事業所みどり荘	大森4476-1	40-2181
秋桜居宅介護支援事業所	小林1102-7	97-5566
ケアプランセンターはるかぜ	小林1621-12	97-4320
ケアプラン 宝	木下1386印西ビジネスセンター2階8号	37-5804
居宅介護支援事業所ハッピーデイ	小林3354-2	37-5034
印西居宅介護支援センター	牧の台1-1-2	85-7861
ケアプランナー会	内野2-6-34-508	46-7075
居宅支援本舗千葉ニュータウン	戸神台2-16-7	37-5078
居宅介護支援事業所ハートヴィレッチ	武西1269-1	47-2269
千葉新都市ラーバンククリニック	草深138	40-7710
居宅介護支援事業所印西	草深225-5	40-6156
フレンズ印西居宅介護支援センター	草深2302-3	48-1575
ペブル居宅介護支援センター	牧の原1-3	48-7220
印旛晴山苑居宅介護支援事業所	大廻187	99-2522
居宅介護支援事業所いずみ	平賀学園台3-2-13	98-3506
プレーグ本塾居宅介護支援事業所	牧の原1-3	85-5777

かかりつけ医・かかりつけ歯科医・ かかりつけ薬局を持つとう

日頃の健康状態を把握してくれている、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を持つことで、ちょっとした異変でも早期に発見することが可能です。

「かかりつけ医」とは・・・

日常的な診療や健康管理など気軽に相談できる身近な医師のことです。

検査や入院が必要な場合は、適切に病院や専門医を紹介してもらえます。

※市内の医療機関の情報は、市のホームページでご覧いただくか、別紙リストをご覧ください。

「かかりつけ歯科医」とは・・・

継続的に口の中の状態を確認し、重症化予防のための適切な診療をしてくれるとともに、虫歯や歯周病などの予防や早期発見をしてくれる身近な歯科医のことです。

※市内の歯科医院の情報は、市のホームページでご覧いただくか、別紙リストをご覧ください。

「かかりつけ薬局」とは・・・

薬の飲み合わせや副作用について相談したり、同じような薬が重複して処方されていないかなど、気軽に相談できる身近な薬局のことです。

※市内の薬局の情報は、別紙リストをご覧ください。





印西市高齢者福祉課
令和4年 月発行